

大阪市告示第1641号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年11月29日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 トレーニング場	令和6年12月28日（土）	午前9時から 午後9時まで
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年12月29日（日）	午前8時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和6年12月2日（月）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
-----	-------	------

大阪市中心体育館 第1体育場	令和6年12月7日（土）から 同月8日（日）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和6年12月10日（火）	午前9時から 午後10時まで
	令和6年12月11日（水）から 同月14日（土）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和6年12月26日（木）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年12月27日（金）から 同月28日（土）まで	午前8時から 午後9時まで
大阪市中心体育館 第2体育場	令和6年12月26日（木）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年12月27日（金）から 同月28日（土）まで	午前8時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）